

令和6年6月定例会

厚生委員会資料
(福祉保健部)

秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第13条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性および公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第13条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性および公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>以下 (略)</p>

秋田市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に
 関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条 (略) (基本方針)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。 (人員に関する基準)</p> <p>第3条 1の地域包括支援センターがその担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数および地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、<u>常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)</u>によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内</u></p>	<p>第1条 (略) (基本方針)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。 (人員に関する基準)</p> <p>第3条 1の地域包括支援センターがその担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) (略)</p>

の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合における当該地域包括支援センターの人員の配置の基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員の配置の基準
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人および専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

第4条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合における当該地域包括支援センターの人員の配置の基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員の配置の基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人および専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

第4条 （略）

請願 陳情		令和6年6月市議会提出分		新規 継続	
受理番号	受理年月日	件名	請願 陳情者名		
14	令和6年 4月10日	秋田市が障害者加算を誤って過大に支給した生活保護費の返還を求めないことについて	住所	氏名	
請願 陳情の要点			左に対する措置等		
<p>令和5年5月18日に行われた会計検査院 実地検査において、生活保護費における障 害者加算の認定に誤りがあったことが発覚 したことにより、秋田市は対象者に過支給 分の返還を求めています。本件は、実施 機関の瑕疵によるものであることから、過 大に支給した生活保護費の返還を求めない よう陳情します。</p>			<p>生活保護の制度上、実施機関の瑕疵に よる過支給が生じた場合であっても、そ のことを理由に返還を免除することはで きないため、過大に支給していた保護費 については、各世帯における生活状況を 十分に調査した上で、生活保護法第63条 の規定に基づく費用返還を求めていくこ とになります。</p>		

第5次秋田市地域福祉計画策定について

社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画として、本市の福祉保健部門の基本計画に位置づけている標記計画について、策定を1年間延期していたが、新たに7月豪雨災害への取組・課題、検証結果などを盛り込み、次のとおり策定しようとするもの。

1 策定スケジュール

時 期		内 容
令和6年	6月	地域支え合いセンターからの聞き取り・分析 被災した地域の関連機関や施設などからの聞き取り
	8月	第1回地域福祉専門分科会（現行計画評価、課題抽出、 素案審議）
	10月	地域福祉推進関係者意見交換会（意見聴取） 関係団体ヒアリング（意見聴取）
	11月	第2回地域福祉専門分科会（原案説明）
	12月	11月議会厚生委員会（原案説明） パブリックコメント
令和7年	2月	第3回地域福祉専門分科会（成案最終確認） 第2回社会福祉審議会全体会（答申）
	3月	2月議会厚生委員会（成案説明） 計画策定・公表

2 策定延期により、地域福祉計画に新たに盛り込む事項

- (1) 豪雨災害検証委員会における福祉部門の課題に係る検証結果
- (2) 災害ケースマネジメントの考え方

3 現在の取り組み状況

地域支え合いセンターと週1回程度、復興支援チームを交えた打合せを実施している。また、NPO法人などを交えた「秋田まるっと会議」などで実際の活動を通じた被災者対応に関する課題や意見などを伺い、第5次計画に盛り込む事項について検証・分析を行っている。

(参考) 第5次秋田市地域福祉計画の概要

1 計画の概要

(1) 計画の構成

ア 秋田市地域福祉計画 社会福祉法に基づく福祉部門の基本計画でイ、ウを包含

イ 秋田市再犯防止推進計画 再犯防止推進法に基づき策定

ウ 秋田市成年後見制度利用促進基本計画 成年後見制度利用促進法に基づく

(2) 計画期間 令和7年度から令和10年度までの4年間とする。

(3) 計画の位置付け 総合計画のもと、本市の福祉保健部門の基本計画

(4) 策定体制 秋田市社会福祉審議会に諮問し、地域福祉専門分科会で審議

2 法律により計画に定めるものとされている事項

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

3 計画に盛り込む内容

(1) 基本的な考え方

現状と課題を踏まえ、次の事項を土台に基本理念および基本目標を設定する。

ア 目指す社会像の継承

イ エイジフレンドリーシティの考え方の反映

ウ 「公・共・私」の役割分担と絆づくり

エ 災害時要援護者の支援体制、災害ケースマネジメントの考え方

(2) 施策体系（取組）

ア 社会福祉法改正や厚生労働省の通知内容、豪雨災害検証委員会の検証結果など、現状と課題を踏まえて、今後、取り組んでいくべきことを基本目標として整理し、計画に盛り込む関連施策を体系的に検証し見直す。

イ 計画の進行管理をしやすくし、達成状況を市民に明確に示すために、可能な限り具体的で計画の達成度の判断が容易に行えるように目標を設定する。

(3) 重点事業

現在の、重点事業1「孤立化を防ぐ支え合いの地域づくり」、重点事業2「災害に備えた支え合いの地域づくり」を踏まえ見直しや整理を行うこととする。

指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、令和6年4月24日付けで以下のとおり行政処分を行った。

1 対象事業者等

運営法人 株式会社^{オライエ}Oraie da Mamazame（代表取締役 古屋 幸）
法人所在地 秋田市泉北四丁目17番26号
対象事業所 ^{オライエ}Oraie
対象サービス 就労継続支援B型（定員20名）

2 処分内容

指定の取消し（令和6年6月1日付け）

3 処分理由

別紙のとおり

4 返還請求額

不正請求額について返還を求めるとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条第2項の規定に基づき、不正請求額に100分の40を乗じて得た加算金の支払いを求めた。

なお、返還金については、令和6年5月30日に納付されたことを確認している。

返還額	329万7,201円
うち不正請求額	235万5,144円
加算金額	94万2,057円

5 利用者について

対象事業所の利用者は23名（処分時点）。今回の処分に伴い新たな通所先を必要とする利用者に対しては、処分の効力発生日までに事業者側が適切な措置を講じるよう指導した。なお、指定取消日以降、新たな通所先や一般就労等が確定した方が11名、相談支援事業所等と次の通所先を調整中の方が5名、就労継続支援A型への切替え又は一般就労へ向けて調整中の方が7名となっている。

【参考】 これまでの経緯

令和4年	11月 1日	Oraie指定（就労継続支援A型、就労継続支援B型）
令和5年	7月31日	就労継続支援A型廃止
	8月 1日	就労継続支援B型定員20名に変更
	9月 6日	人員配置の確認のため障がい福祉課職員が事業所を訪問
	9月20日	実地指導 ※文書指摘有
	10月 2日	
令和6年	1月25日	聴取調査実施
	4月16日	聴聞実施
	4月24日	行政処分実施
	6月 1日	指定取消し

別紙【処分理由】

1 人員基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第3号）

常時1人以上の常勤の職業指導員又は生活支援員^{*1}を配置する必要があるにもかかわらず、令和5年12月および令和6年1月に配置していなかった。

2 運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号）

(1) 令和5年2月から同年9月までの間、全利用者に係る就労継続支援A型計画および就労継続支援B型計画（以下「個別支援計画^{*2}」という。）が作成されておらず、サービス管理責任者が行うべき業務である、個別支援計画の作成、利用者との面接や個別支援計画の作成に係る会議の記録およびモニタリングの実施が行われていなかった。

(2) 職員の令和4年11月から令和5年9月までの出退記録、同年2月から同年9月までのサービス提供記録といった給付費の請求の根拠となる諸記録が適切に作成又は保存されておらず、職員の配置、サービス提供内容および利用実績が確認できない状態だった。

3 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号）

(1) 令和5年2月分から同年7月分の給付費について、全利用者に係る個別支援計画を作成していないにもかかわらず、個別支援計画未作成減算^{*3}を行わずに本市に給付費を請求していた。

(2) 利用者へサービスを提供した記録を作成せず、利用実績が確認できない状態で本市に給付費を請求していた。

4 虚偽報告（障害者総合支援法第50条第1項第6号）

施設外就労^{*4}実施報告書^{*5}において、実際には配置していない職員を配置していたものとして記載した。また、実際には勤務していない者について勤務したものとしてタイムカードを偽造した。

5 不正又は著しく不当な行為（障害者総合支援法第50条第1項第10号）

(1) 令和5年2月から同年9月までの間、個別支援計画が作成されないまま支援が行われていた。また、個別支援計画の作成に当たり本来作成されるべき諸記録が作成されていなかった。

(2) 令和5年10月2日に実施した実地指導でタイムカードの偽造が確認され、勤務実績を正しく記録するよう本市から指導されたにもかかわらず、令和5年12月21日に実際には勤務していない職員を常勤で配置しているものとして不正に届出を行った。

6 給付費の返還（障害者総合支援法第8条第2項）

令和5年2月から同年7月までの間、個別支援計画を作成していないにもかかわらず、個別支援計画未作成減算を行わずに給付費を受給していた。

※1 職業指導員又は生活支援員

指定障害福祉サービス基準の規定に基づき、就労継続支援A型および就労継続支援B型事業所に配置が必要とされている従業者。技術指導や職業訓練を行う職業指導員、日常生活の相談や指導を行う生活支援員のそれぞれ最低1人以上の配置が必要であり、職業指導員又は生活支援員のうち1人以上は常勤でなければならない。

※2 個別支援計画

指定障害福祉サービス事業所が、利用者およびその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスの目標およびその達成時期、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する上での留意事項等を記載し、利用者ごとに個別に作成する書面。これに基づき当該指定障害福祉サービスを提供するもの。

※3 個別支援計画未作成減算

指定障害福祉サービス基準の規定に基づき、個別支援計画の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき訓練等給付費を減算することとするもの。

※4 施設外就労

指定障害福祉サービス事業者が他の企業から作業を請け負い、当該企業内で行う支援。指定障害福祉サービス事業者は、施設外就労実施時の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数の職員を配置しなければならない。

※5 施設外就労実施報告書

施設外就労で支援を行った際の職員配置、支援内容等について、毎月の訓練等給付費の請求までに実績を報告するもの。